

幸田町 子ども読書活動推進計画

第三次



令和2年3月
幸田町教育委員会

はじめに

「読書」は、言葉を学び、感性を磨き、表現力と想像力を高め、人生を豊かに楽しく生きていくために重要な意義を持っています。人は本を読むことで、別の世界へと旅立つことができます。本に没頭し、登場人物の心情、特有の世界観を疑似的に体験することは、様々な感情の機微を学ぶきっかけになり、多くの感情表現を可能にします。こうして心を豊かにしていくことは、人同士の関わり合いを活発にさせ、子ども自身の社会を広げることにもなるでしょう。「読書」はそれほどの力と可能性を秘めています。

近年、スマートフォンの圧倒的な普及に伴い、読書を取り巻く環境も大きく変化しました。SNSの拡大によって世間には情報があふれており、暮らしの助けになる情報もあれば、悪意に満ちた虚偽の情報も多く出回っています。読書はその真偽や価値を見分け、思考し判断する力を養う上で、大きな助けになります。また、物事を多角的に捉える視点、柔軟な発想、聡明な判断力を与えてくれることでしょう。

さて、人格が形成される子どもの頃の読書は特に重要で、その後の読書習慣を身に付けるのに大切な時期となります。子どもの読書離れが叫ばれている現在ですが、絵本は大人が読んでも面白いと、その魅力が見直されています。読書を習慣付けるために大切なことは、読書が楽しいものだと知ってもらうことです。そのきっかけとして、絵本は格別の力を発揮してくれるでしょう。

この度、第二次推進計画での取組や成果、そして課題を検証し、「幸田町子ども読書活動推進計画（第三次）」を策定しました。町全体が一丸となって子どもの読書を推進できるよう、この計画を基に、各機関の連携をより強めて参ります。町民の皆様にもぜひとも御一読いただき、保護者として、地域の一員として、計画の推進に御理解と御協力をいただきたいと存じます。

令和2年3月

幸田町教育委員会

教育長 小野 伸之

目次

はじめに	
第1章 第三次推進計画の策定にあたって ……………	1
1 第二次推進計画期間における評価……………	1
2 子どもの読書活動の現状……………	4
3 第三次推進計画に向けた課題……………	7
4 計画の期間……………	9
5 基本方針……………	9
6 基本目標と具体的方策……………	9
第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策 ……………	10
基本目標1 家庭、地域、学校等における取組の推進……………	10
1 家庭における発達段階に応じた取組の推進	
2 町立図書館における発達段階に応じた取組の推進	
3 ボランティア団体の協力による発達段階に応じた取組の推進	
4 児童館・子育て支援センターにおける発達段階に応じた取組の推進	
5 保育園・幼稚園・学校における発達段階に応じた取組の推進	
基本目標2 子ども読書活動推進支援の一層の充実……………	19
6 普及啓発活動の積極的な推進	
7 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進	
8 子ども読書活動推進体制の整備	
第3章 目標値 ……………	24
第4章 計画の推進 ……………	25

参考資料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 幸田町子ども読書活動推進計画推進委員会設置要綱
- 幸田町子ども読書活動推進計画推進委員名簿

第1章 第三次推進計画の策定にあたって

1 第二次推進計画期間における評価

本町では、平成27年3月に「幸田町子ども読書活動推進計画（第二次）」を策定しました。その中で、子どもの読書活動を具体的に推進していくために、3つの基本目標を設け、これを達成するため、本町の実態を踏まえながら、所管ごとに方策を掲げて取組を進めてきました。基本目標ごとの評価の概要は、次のとおりです。

＜第二次推進計画における3つの基本目標＞

基本目標1：家庭、地域、学校における取組の推進

基本目標2：普及啓発活動の推進

基本目標3：子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備

(1) 基本目標1：家庭、地域、学校における取組の推進

評価

■ 家庭における取組の評価

- 平成21年度からスタートした町の「ブックスタート事業」では、「こんにちは赤ちゃん訪問」に合わせて絵本を届ける取組が定着し、子どもと絵本に親しむことの大切さや楽しさを多くの保護者に伝えることができました。
- 4か月児健診で、保育士による絵本の読み聞かせを実施するとともに、様々な絵本を置くことで、絵本にふれ、絵本に親しんでもらえるよう工夫をし、保護者から好評を得ています。（赤ちゃん訪問実施率、絵本の読み聞かせ実施率は、共に95%以上）
- 年長児の保護者に対するアンケートでは、家で子どもが絵本を読んだり、子どもに読み聞かせをしたりする家庭が、平成26年度の調査以降98%前後を維持しており、ほとんどの家庭で読書活動が浸透してきています。

■ 地域における取組の評価

- 町立図書館では、子どもの読書に対する興味・関心を高めるため、季節や行事、テーマなどに合わせた図書の展示を行ったり、発達段階に応じたブックリストを作成・配布したりしています。児童書の貸出し冊数が、平成30年度は190,088冊（前年比107.6%）となり、第二次推進計画の目標値143,000冊を大幅に上回っています。



町立図書館「おはなし会」

また、乳幼児から小学生に絵本の楽しさを伝えるために、図書館ボランティア・職員による「おはなし会」を定期的実施しており、保護者への読み聞かせ支援にもつながっています。

（平成30年度参加者数 延べ2,461人：前年比102.2%）

- 子育て支援センターでは、絵本コーナーを設置し、親子で自由にいつでも絵本に触れ合えるようにしています。また、「うたとおはなしの会」（毎週木曜日）を実施し、保育士が読み聞かせをしたり、絵本の良さを紹介したりすることで、絵本に興味をもてるようにしています。
- 児童館では、図書コーナーを設置するとともに、行事等で子どもが集まった際には、職員やボランティアによる読み聞かせを行うなど、子どもが読書に親しめる環境づくりに努めています。

■ 学校園における取組の評価

- 小中学校では、一斉読書タイムを全ての学校で実施し、読書時間の確保に努めています。また、各学校において、図書委員会を中心に主体的な読書活動を行っています。
- 小中学校では、学校図書館嘱託指導員（3人）を配置し、司書教諭と連携して学校図書館の環境整備等を充実させています。その中で、各校の勤務が1週間に1度のため、職員との打合せや授業支援等が十分に行えないといった課題が明らかになってきました。
- 幼稚園や保育園では、絵本や紙芝居、図鑑等を整備し、園児たちが興味や関心をもって本を手にとることができる環境づくりに努めています。また、職員研修等を通じて、絵本の読み聞かせに対する意識や技術の向上を図っています。

(2) 基本目標2：普及啓発活動の推進

評価

■ 「子ども読書の日」を中心とした普及啓発の推進

- 町立図書館では、「子ども読書の日」（4月23日）や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）に合わせて小学生を対象とした「読書スタンプラリー」や「図書館クイズ」を実施し、読書への啓発を行っています。多くの小学生がこのイベントに参加し、たくさんの本を借りていきました。また、「読書感想文教室」「理科教室」「子ども一日司書」「読書感想画コンクール」等、子どもの読書活動を促すイベントにも多数の参加がありました。
- 小中学校では、「子ども読書の日」のポスターや読書感想画カレンダーを掲示したり、読書感想文コンクールや読書感想画コンクール、読書ゆうびんコンテストへの参加を呼び掛けたりして、主体的な読書活動を啓発しています。



子ども一日司書

■ 子どもの読書活動に関する情報の収集・提供

- 町立図書館では、情報誌「ハピル」やホームページなどで、図書館イベントの周知、図書館ボランティアの取組や新刊図書の紹介を行い、情報の提供を行っています。

- ・ 町立図書館における各種制度（団体貸出制度や学校ボランティア向け大型絵本の貸出し等）を団体に向けて周知し、各小中学校、児童クラブ、児童館、子育て支援センター等での利用が定着してきています。ただ、小中学校における学習資料の貸出しは、一部に限られています。

■ 優れた取組の奨励、優良な図書 の普及

- ・ 町立図書館では、対象年齢別ブックリストを館内に置いたり、「みんなにすすめたい1冊の本」（愛知県教育委員会）の特設コーナーを設けたりするとともに、全国学校図書館協議会選定の「よい絵本」、「小学生が選ぶ！こどもの本総選挙」（NPO法人 こどもの本総選挙事務局）等のブックリストを館内に掲示するなど、優良な図書の紹介・普及に努めています。

(3) 基本目標3：子どもが読書に親しむ機会を提供できる連携・協力体制の整備

評価

■ 家庭、地域、学校等相互の連携・協力の推進

- ・ 読み聞かせのための様々な連携・協力を行っています。

＊町立図書館での読み聞かせボランティア講座（保護者、ボランティア対象）

- ・ 町立図書館では、家庭での読み聞かせの普及や、小学校での読み聞かせボランティアの力量向上につなげようと、毎年読み聞かせ講座を行っています。また、平成28年度からは、第二次推進計画で努力目標の一つに掲げられた男性を対象とした読み聞かせ講座を実施し、父親の参加を促しています。



読み聞かせボランティア講座

- ・ 町内の児童クラブ、児童館、子育て支援センター等の施設への団体貸出（貸出期間1か月・貸出冊数100冊まで）が定着し、利用が増えてきています。
- ・ 小学校の家庭教育学級の開講式で、図書館ボランティアが講師となって、様々な絵本を紹介しながら絵本の魅力を伝え、家庭による読み聞かせを支援しています。
- ・ 町立図書館と保健センターや子育て支援センターが連携して、ブックリストの配布、図書の紹介、アウトリーチによる出張読み聞かせ等を行い、ブックスタート事業の支援を行っています。
- ・ 小学校では、保護者や地域の方を中心としたボランティアの協力を得て、全学級で定期的（週1回程度）に読み聞かせを行っています。

■ 町立図書館・学校図書館間の連携・協力の推進

- ・ 両機関の連携により、「読書感想画展」「図書館利用学習会」「読書ゆうびんコンテスト」を実施し、読書への関心を高める取組を協力して推進しています。

- ・ 町立図書館にある除籍資料の中から、必要なものを学校の所蔵として利用できるようにしています。また、学校の授業で使用する図書の貸出しの際は、図書館職員が選書の支援・協力をしています。
- ・ 町教育研究会の図書館主任者会に町立図書館職員が参加し、情報交換や意見交換を行っています。また本年度は、同研修に学校図書館嘱託指導員、町立図書館職員、町生涯学習課職員が参加することにより、相互理解・交流を深める機会とすることができました。

2 子どもの読書活動の現状

県及び幸田町の読書に関するアンケートから、子どもの読書活動の推進状況と現状について検証します。

＜県＞ 愛知県子ども読書活動実態調査

（平成30年1月実施、対象：県内小・中・高等学校 計12,860人）

＜町＞ 幸田町の子ども読書活動に関するアンケート

（令和元年6月実施、対象：小2・小5・中2・年長児保護者 計781人）

県の実態調査では、「読書が好きか、嫌いか」という質問について、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した子どもを「読書好き群」、「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と回答した子どもを「読書嫌い群」と分類し、同一の質問項目に回答を求めています。これをもとにそれぞれの傾向を明らかにしている点に特徴があります。本町の調査では、好き（嫌い）な理由や本を読まなかった理由までは明らかにしていませんので、県の調査結果も参考にしながら実態をみていくことにします。

◆ 本を読むことは「好き」か「嫌い」か

表1 本を読むことは「好き」「どちらかといえば好き」な人（幸田町アンケート結果）
(%)

	H24	H26	H29	R1
小2	92.2	91.3	93.5	86.4
小5	77.8	84.4	86.6	86.5
中2	84.3	86.1	72.0	72.0
年長児	……	96.9	97.7	96.6
年長児保護者	……	71.5	71.8	76.1

県の実態調査では、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した割合は、小学校で84.1%、中学校で72.8%だったことから、これと比較すると、今回の調査結果は、ほぼ愛知県と同程度だったといえます。

しかし、本町のこれまでの調査結果と比較すると、小学校2年生、中学校2年生は、読書好きの子どもが減少傾向にあることがわかります。特に、中学校2年生は、第二次計画推進中の前回と今回で大きく数値が落ち込んでいます。小学校2年生については、対象となった学年・学級に限ったものと見ることもできますが、こうした傾向が全体的に強まってきているのであれば憂慮すべきことです。

県の調査では、「読書が嫌い（どちらかといえば嫌い）」な理由として、小中学生ともに、「本を読んでも楽しくないから」が最も多い回答となっています。また中学生は、「本を読む習慣がないから」という回答が2番目に多い回答です。本町の小中学生にも同様の理由が推測されると考え、それに応じた対策を講じていく必要があります。

年長児保護者については、「好き」な割合が増加傾向にあります。子どもに最も身近な大人である親がこうした傾向にあることは、子どもにとって大変好ましいことと言えます。園をはじめとした所管の関係機関が、保護者に本を読むことの大切さや楽しさを伝えてきていることも一因であると言えます。

◆ 不読率は？

表2 1か月に本を全く読まない人の割合(幸田町アンケート結果) (%)

	H24	H26	H29	R1
小2	2.6	2.5	1.2	8.0
小5	5.1	5.8	4.7	5.6
中2	7.3	11.1	23.4	18.0
年長児保護者	……	1.5	0.3	2.1

※年長児保護者は、子どもが1か月に絵本を見るまたは読み聞かせをする冊数

県の実態調査で不読率は、小学校 6.5%、中学校 12.3%でした。本町の前回調査までは、小学校は県に比べ不読率が低い結果でしたが、今回の調査では、小学校2年生が県の値を上回っています。また、中学校においては、前回から大きく増加傾向にあることが分かります。「読書が嫌い（どちらかといえば嫌い）」な子が増えたから、本を読まない子も増えた」とみることもできます。小学校5年生は、これまでと比べて大きな変化はありませんので、「読書が好きか、嫌いか」のアンケート結果同様、小中学生全般の傾向とは一概にはいえないかもしれません。ただ、特定の学年・学級に限ったことであったとしても、前述の調査結果と合わせ、重く受け止めていくことが必要です。

県の調査では、読書嫌いの子が「1か月に1冊も本を読まなかった理由」として、全ての校種で「本を読むことより他のことが楽しかったから」が最も多く挙げられており、生活の多様化の影響が感じられます。

子どもの読書嫌い、読書離れを加速させないためには、多様化する生活の中で、子どもの発達段階に合わせて、少しでも読書の楽しさや魅力を伝えていくことが必要です。

一方、年長児保護者については、さほど大きな変化は見られませんでした。第二次推進計画においては、「1か月に4冊以上読む、読み聞かせをする」目標を73.0%と掲げましたが、今回の調査では70.3%と、前回(72.4%)をやや下回る結果でした。子どもが小さいころから本に触れる機会が少しでも増えるよう、保護者への働きかけを継続していきたいところです。

◆ 図書館の利用について

表3 「町立図書館」「学校、園の図書館」の利用状況（幸田町アンケート結果）

【町立図書館】 (％)

	H24	H26	H29	R1
小2	34.6	20.6	17.8	21.0
小5	21.1	13.3	18.1	10.1
中2	1.0	0.9	9.0	10.0
年長児保護者	-----	28.2	22.7	26.6

【学校、園の図書館】 (％)

	H24	H26	H29	R1
小2	39.9	46.3	56.2	50.0
小5	35.4	40.5	42.1	48.3
中2	12.5	31.5	15.3	15.0
年長児保護者	-----	45.4	44.8	38.2

表4 「町立図書館」「学校、園の図書館」に行かない理由（令和元年度幸田町アンケート結果）

【町立図書館】 (％)

	家から遠い	時間がない	興味がない	その他
小2	25.9	37.9	19.0	15.5
小5	25.8	52.7	14.0	7.5
中2	18.8	50.0	20.0	11.3
年長児保護者	9.6	53.8	8.2	28.4

【学校、園の図書館】 (％)

	時間がない	読みたい本がない	他にやることがある	その他
小2	28.6	14.3	42.9	14.3
小5	17.6	23.5	52.9	5.9
中2	36.5	19.0	34.9	9.5

町立図書館の本を読む子は、平成24年度に比べると、全体的に減少傾向にあります。その分、特に小学校において学校図書館の利用は増えています。これは、学校図書館の蔵書や読書環境の改善、利用促進といった取組が成果を挙げてきていることの表れだともみることができます。中学校に関しては、学校図書館に行かない理由として、「時間がない（36.5%）」、「他にやることがある（34.9%）」が多く挙げられており、中学校生活の中に読書の時間を確保することの難しさがうかがわれます。

町立図書館に関しては、行かない理由として、全ての調査対象で「行く時間がない」が最も多くなっており、子どもが最も多く来館するのは夏休みであり、その時期は毎年本棚から本が無くなるほどよく利用されています。長期休業中、学校の学習から少し離れたことを学ぶためには町立図書館はなくてはならないものと考えられます。

表5 「学校図書館から1か月に本を何冊借りましたか」に対する回答
(幸田町アンケート結果)

【「7冊以上」「4～6冊以上」と答えた子】 (%)

	H21	H26	R1
小2	41.5	60.7	66.5
小5	40.0	41.1	59.0
中2	2.7	14.8	9.0

【「0冊」と答えた子】 (%)

	H21	H26	R1
小2	12.6	2.5	4.0
小5	19.4	17.9	9.6
中2	85.6	35.2	63.0

小学校では、学校図書館の利用増に伴い、借りる冊数も増えていることが分かります。年間で100冊を越える子も何人かいると聞きます。読書好きな子は、より多くの本を読むようになってきている傾向がうかがわれます。

他方、中学校は「0冊」と回答した子が、前回調査に比べかなり増加しています。平成26年度は、図書館の利用、借りる冊数ともに、今回に比べるとかなりちがっていました。むしろ、この年が特別だったのかもしれませんが。こういった取組や働きかけがあったのか、それが継続しなかった要因はどこにあったのかを探ってみることで、今後に活かしていきたいものです。

3 第三次推進計画に向けた課題

アンケートをもとにした子どもの読書活動の実態から、小中学生の不読率が増加傾向にあることが懸念されます。発達段階に応じた取組により読書習慣の形成を図るとともに、子どもの「読書が好き」という気持ちを育み、読書のよさをより体感できるような取組や手立てが求められます。

◆ 家庭

- ・ 幼少期の家庭における読み聞かせの大切さや、小中学生の家庭での読書習慣の重要性について理解促進を図ることが必要です。
- ・ 子どもの読書習慣の定着や家族読書につながる取組等の推進を通して、家庭での読書活動への支援を一層充実させていくことが望まれます。

◆ 地域

- ・ 子どものニーズを把握しながら、子どもが足を運び、図書を借りたくなるような、より魅力ある図書館運営が望まれます。特に、中高生の利用が少しでも増加する取組や手立てが求められます。
- ・ 町立図書館、保健センター、子育て支援センター等の様々な機関が連携・協力し

て、子どもの読書活動推進のきっかけとなる活動や取組を一層充実させていくことが必要です。

◆ **学校園等**

- 多忙化、多様化する子どもの生活を踏まえた上で、一定の読書時間を提供する一斉読書の時間を確保し、引き続き推進していくことが必要です。
- 学校図書館がより多くの子どもに利用されるよう、蔵書をはじめとした環境整備、読書活動の促進を継続的に図るとともに、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実させることが望まれます。
- 各園での読み聞かせ等の推進を継続するとともに、園と家庭、地域が連携・協力して、子どもを取り巻く読書環境の一層の充実努めることが必要です。

◆ **普及啓発活動**

- 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」を始め、町立図書館や各小中学校で催される読書に関する様々な行事やイベントをより工夫し、継続して実施することが望まれます。

◆ **関係機関・団体の連携・協力**

- 町立図書館が中心となって、必要な資料や情報等のやり取りを進めるとともに、関係機関・団体の交流、情報交換、協力・支援体制の確立等、人的ネットワークづくりを一層推進することが望まれます。
- 町立図書館にある図書・資料が、小中学校でより有効に利用できるよう、システム構築等の検討が必要です。

◆ **推進体制**

- 策定の幸田町子ども読書活動推進計画（第三次）にもとづき、適宜更新しながら実情に即した施策を講じることが必要です。
- 子どもの読書活動の推進が、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、推進体制の整備を行うことが望まれます。

4 計画の期間

令和2年度から概ね5年間

5 基本方針

この計画は、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けることを目標に、作成に当たり、次のことを基本としました。

- (1) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体における取組
- (2) 子どもの読書活動に関する意義の普及、並びに活動を支える環境の整備

6 基本目標と具体的方策

幸田町では、上記の基本方針に沿って、子どもの読書活動を具体的に推進するため、以下の2つの基本目標を設けました。この目標の達成に向けて、それぞれの現状を明確にした上で、具体的な方策を示します。

基本目標1 家庭、地域、学校等における取組の推進

- 1 家庭における発達段階に応じた取組の推進
- 2 町立図書館における発達段階に応じた取組の推進
- 3 ボランティア団体の協力による発達段階に応じた取組の推進
- 4 児童館・子育て支援センターにおける発達段階に応じた取組の推進
- 5 保育園・幼稚園・学校における発達段階に応じた取組の推進

基本目標2 子ども読書活動推進支援の一層の充実

- 6 普及啓発活動の積極的な推進
- 7 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進
- 8 子ども読書活動推進体制の整備

第2章 子どもの読書活動推進のための具体的方策

基本目標1 家庭、地域、学校等における取組の推進

① 家庭における発達段階に応じた取組の推進

〈二次計画の取組と現状〉

「ブックスタート事業」の一環として、乳幼児期に絵本を通して親子でふれあう時間を持てるよう、生後4か月未満のお子さんがあるお宅を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」の際に絵本を届けています。あわせて町立図書館で開催されている「おはなし会」の案内や赤ちゃん向けのおすすめ絵本の紹介などもしています。

また4か月児健康診査では、来所された親子に保育士による「絵本の読み聞かせ」を体験していただくとともに、様々な絵本を置き、絵本にふれあい、親しんでもらえるよう工夫をしています。こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問実施率、4か月児健康診査での絵本読み聞かせ実施率はともに95%以上と高く、多くの親子に絵本を通じた親子のふれあいを推奨し、家庭で実践できるよう努めてきました。

また、乳幼児健康診査をはじめ、各種事業の待ち時間に絵本にふれあえるよう保健センターロビー等に本棚を設置し、絵本を置くことで絵本に親子でふれあえるよう配慮してきました。

〈課題〉

テレビやインターネット、スマートフォンなどの情報端末の著しい普及により、手軽に情報が入手でき、子どもに映像を見せておくだけという状況が生まれている恐れもあります。この状況が続くと親子の愛着形成や心身の発達過程にある子どもへの不読の影響が懸念されます。

子どもが本とふれあうことができる第一歩として、絵本を通じて親子でふれあい、楽しむことの大切さの情報を提供・発信していくことが必要です。

〈三次計画での取組〉

- ・赤ちゃん訪問や乳幼児健診でのブックスタートをはじめ、家庭での絵本読み聞かせへの取組の支援を継続します。
- ・地域で開催されるおはなし会やおすすめ絵本の紹介などの情報提供を継続実施し、家庭や他施設等で絵本とふれあう機会が増えるよう支援します。

② 町立図書館における発達段階に応じた取組の推進

〈二次計画の取組と現状〉

町立図書館は、数ある蔵書の中から子どもが自由に読みたい本を選び、読書の楽しさを知ることができる場所です。そのため、乳幼児向け図書、児童・青少年向け図書の整備・充実に努めています。読書に対する興味・関心が持てるように、季節や行事などテーマに合わせた図書の展示を行ったり、発達段階に応じたブックリストを作成し配布したりしています。

また、乳幼児から小学生を対象に行うおはなし会を通して、子どもの読書への関心を高めるとともに、家族で過ごす時間を共有できる場所の提供に努めています。

〈課題〉

子どもが自ら読書を楽しみ、習慣づける仕組が不十分であるので、子どもの発達段階に適した図書の紹介や整備、児童サービスの一層の充実に努めるとともに、専門的な知識を有する職員の資質向上が必要です。

町立図書館で行っているおはなし会は、参加が多く充実している乳幼児向けに比べ、小学生向けは小学生の参加が少ないのが現状です。

〈三次計画での取組〉

- 乳幼児から青少年まで、発達段階に応じて多様な図書資料を計画的に整備するとともに、新刊やおすすめ本の紹介、対象別のブックリストの配布に努めます。
- 長期休業日など、子ども向け参加型イベントの充実に努めます。
- 子どもの読み聞かせ体験を積極的に受け入れ、おはなし会の充実に努めます。
- YA（ヤングアダルト）コーナーを設置し、ヤングアダルト世代の読書活動の推進に努めます。
- 読書への関心を高めもらうため、読書通帳を導入することを検討します。
- 図書館資料やイベントの情報をホームページなどで情報提供します。
- 積極的に研修やセミナーへ参加し、専門的な知識を有する職員の資質向上を目指すとともに、レファレンスサービスの充実に努めます。
- 障がいのある子どもへの支援として、障がいの有無に関わらず子どもが楽しく図書館を利用できるよう、環境整備に努めます。

③ ボランティア団体の協力による発達段階に応じた取組の推進

〈二次計画の取組と現状〉

町立図書館では、図書館ボランティアと協力して乳幼児から小学生を対象とした絵本の読み聞かせを行っています。また、ゴールデンウィークや夏まつり、クリスマスなどのイベントや、保育園や幼稚園、児童館へのアウトリーチには各グループが協力して、音楽やプロジェクター、劇も取り入れたおはなし会を行っています。

また、スキルアップや新規ボランティアの発掘のために、読み聞かせ技術向上のための講座を開催しています。

〈課題〉

読み聞かせボランティアへの活動の場の提供、情報交換などネットワークづくりのための支援が必要です。

また、年々ボランティアの減少がみられ、後継者の確保や新たなボランティアの育成に迫られています。そのため、町立図書館と地域が連携して人材確保・技術向上を図り、その活動を継続的に支援することが必要です。

小学生への読み聞かせは学校ボランティアが主流となっています。町立図書館での小学生向けのおはなし会の充実を図るとともに、学校ボランティアの資質向上が必要です。

〈三次計画での取組〉

- ・ 読み聞かせボランティアの活動範囲の拡大や見直しを行い、活動意欲の維持に努めます。
- ・ 図書館ボランティアと学校ボランティアの情報交換会を実施し、親睦交流に努めます。
- ・ 図書館ボランティアと協働して、保育園、幼稚園、児童館への出張読み聞かせ、幼児、児童を対象にしたおはなし会の継続・充実を図ります。
- ・ 読み聞かせボランティアの活動を町民に広く周知し、支援します。
- ・ 子どもへの様々なサービスを展開するために必要な知識・技能の向上や新規ボランティアのための養成講座やスキルアップのための場の提供をします。

④ 児童館・子育て支援センターにおける発達段階に応じた取組の推進

〈二次計画の取組と現状〉

(1) 児童館・多世代交流施設

図書コーナーを設け、静かに絵本を見たり読んだりできる環境づくりに努めています。本嫌いの子でも興味を引きやすい漫画本や占い、迷路、探し絵や親子で読み聞かせがしやすい紙芝居等を提供しています。

また、行事等で子どもが集まった際に、保育士や読み聞かせボランティアによる読み聞かせを実施しています。



読み聞かせの様子

(2) 子育て支援センター

子育て支援センター内に絵本のコーナーがあり、親子で自由に、いつでも絵本に触れ合えるようにしています。

毎週木曜日に「うたとおはなしの会」があり、保育士が読み聞かせをして、絵本に興味を持てるように、色々な絵本を紹介しています。

生後5か月からの乳幼児を対象に開催している「よちよちサロン」の中で、親子に保育士が読み聞かせ、絵本のよさを紹介しています。

絵本を貸出し、子どもが気に入った本を家庭でも触れられる機会を提供しています。

〈課題〉

児童館や子育て支援センターが実施する、様々な子どもの読書活動に関する取組や事業のより一層の奨励のため、多くの意見を取り入れ、工夫していくことが必要です。

〈三次計画での取組〉

(1) 児童館・多世代交流施設

・本への関心を高めるための環境づくり（本の補給、本の陳列の工夫、読み聞かせの場づくり等）に一層努めます。

- ・図書館の協力を得ながら、どんな本を用意すべきか、子どもの興味がどんな本にあるのか、どんな本が好ましいのか等の情報収集をします。

(2) 子育て支援センター

- ・これまでは週1回「うたとおはなしの会」で読み聞かせをしていましたが、より読書に触れる機会を増やすため、週3回の読み聞かせを実施します。



⑤ 保育園・幼稚園・学校における発達段階に応じた取組の推進

〈二次計画の取組と現状〉

(1) 保育園・幼稚園

保育園では、3歳以上の園児には1日の中で絵本を読んでもらう「読み聞かせ」の時間を作ったり、幼稚園では毎月の誕生会で、園長が誕生月の異年齢の園児たちを対象に、大型絵本の読み聞かせを実施したりして、読書に関心を持ってもらうための活動を推進しています。

絵本の貸出しは、園児が読みたい本を選んで、週末に持ち帰り、週明けに返却するという方法で、年間を通して実施しています。保護者には、読後に「絵本カード」の記入をお願いし、子どもの様子や反応を記載してもらっています。保護者向けにも、園内の絵本の貸出しを実施し、保護者が選んだ絵本を家庭にて読み聞かせができるようにしている園も増えてきています。

幼稚園では、大型紙芝居、飛び出す絵本など、エプロンシアターやパネルシアターなどを活用したり取り入れたりして、園児の読書意欲を高める読書活動をしています。読み聞かせの技術の向上のため、研修会を行うなど職員の力量向上に努めています。



(2) 小学校

一斉読書タイムを日課の中に位置付け、全校児童が落ち着いて読書に取り組む時間を確保しています。

また、週末読書、長期休業中の読書の推進に努め、家庭で読書に取り組めるようにしています。

さらに、「図書館ノート」（学年別 幸田町独自に作成）を活用し、系統的に図書館利用・読書推進指導を行っています。

図書委員会委員が中心となり、全校児童が本に親しめるような活動を行っています。

(3) 中学校

職員会議などを通じて教職員全体の共通理解を図りながら、司書教諭と学校図書館嘱託指導員が中心となって読書活動を進めています。

また、朝の読書に始まり、授業の時間、休日の家庭での時間などにおいて読書時間の確保に努めています。

さらに、図書委員会の生徒が中心となり、図書の貸出し・返却活動や本の紹介活動など、全校生徒が本を好きになれるような取組をしています。

加えて、図書委員の生徒・司書教諭による「図書館だより」を発行したり、ベストリーダーの本を展示したりするなど読書に関する情報を発信しています。

〈課題〉

子どもが読書活動に親しむ姿勢を育成し、読書習慣を形成するとともに、学校図書館等を積極的に利用し、意欲的な学習活動や読書活動を充実させることが重要です。

そのために様々な環境づくりが必要になりますが、家庭との連携は特に重要です。外国語の教科化に伴い授業日課の見直しが行われるため、学校での読書タイムの確保が難しくなるなか、学校外でも読書をしてもらえるような環境を整えることが必要です。

〈三次計画での取組〉

(1) 保育園・幼稚園

- ・絵本や図鑑などの様々な分野の本の充実を図りつつ、視覚的にも手に取りやすくなるような配置をし、園児が絵本を身近に感じることができるよう環境を整えます。
- ・保護者向けの絵本貸出しを全園で実施できるようにし、貸出しの充実を図ります。
- ・園児たちの自由遊びの時間を活用して、園長・副園長が読み聞かせタイムを設けて、読書意欲の向上を図ります。

- 職員の資質向上のための研修会を継続して実施します。
- 園だより等の紙面や掲示板を通じて情報提供したり、保護者への読み聞かせの機会を作ったりして、保護者へ絵本の魅力を発信できるよう努めます。

(2) 小学校

- 「図書館ノート」を活用し、各学年に応じた町立図書館の利用・読書推進指導を系統的に行います。
- 就学时健診や体験入学時において、保護者への読書活動の啓発を行います。
- 一斉読書タイムの確保に努め、全校児童が落ち着いて読書に取り組む環境を整えます。
- 「図書館だより」を発行し、学校から家庭へ読書推進の取組を知らせるよう努めます。
- 図書委員会の児童を中心とした全校児童が本に親しめるような活動を、継続して行います。



(3) 中学校

- 生徒の読書生活に寄り添った図書委員会の活動を支え、生徒の興味・関心を捉えて新しい情報を発信し続けます。町立図書館との情報の共有も継続します。
- 教科学習や特別活動などでの町立図書館利用を促進します。図書室で調べ学習ができるように、町立図書館など関係の機関と連絡・相談しながら進めます。
- 教職員全体の共通理解を図り、司書教諭と学校図書館嘱託指導員を中心とした協力体制による読書活動の推進を継続します。協力体制をより良い方向に作る必要があります。
- 生徒の興味・関心をうまく捉えて、「図書館だより」などによって情報提供を継続します。
- 週末読書を行い、休日の家庭での読書を勧めていきます。生徒の意識を高めるとともに、保護者の読書活動への興味関心が高まるよう努めます。

発達段階に応じた取組一覧表

年齢（歳）		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
		乳幼児期						小学生期						中学生期					
家庭		ブックスタート事業等						読み聞かせの啓発・推進											
		家庭教育に関する各種事業を活用した啓発																	
地域	図書館	発達段階に応じたブックリストの配布や展示等の実施及び発信																	
		レファレンスサービスの充実																	
		おはなし会、参加型イベントなど、子どもが読書の楽しみに触れる機会の提供																	
														ヤングアダルト層へのサービスの充実					
		障がいのある子どもを対象にしたサービスの充実																	
	子育て支援センター 児童館、	おはなし会の実施、支援																	
	児童館、子育て支援センター	児童館や子育て支援センターにおける読書活動の奨励																	
学校等	幼稚園等・	読み聞かせ体験の充実																	
		大型紙芝居、飛び出す絵本などを活用した、園児の読書意欲を高める読書活動																	
	小学校							読み聞かせ体験の充実			一斉読書等を利用した読書習慣の確立			授業などでの図書を活用					
	中学校													一斉読書等を利用した読書習慣の確立と読書時間の確保					
														授業などでの図書を活用					

基本目標2 子ども読書活動推進支援の一層の充実

⑥ 普及啓発活動の積極的な推進

〈二次計画の取組と現状〉

(1) 町立図書館

町立図書館では「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に合わせ、小学生を対象とした「図書館スタンプラリー」「図書館クイズ」、長期休業期間には「子ども一日司書」「理科教室」「図書館探検ツアー」などを開催し、子どもの読書意欲が高まるよう努めています。「スタンプラリー」では「本を10冊借りた」や「おはなし会に参加した」等の項目を入れ、子どもがより多くの本に出合う機会を提供しています。

情報誌「ハピル」やホームページなどにより、図書館イベント等の周知や、図書館ボランティアの取組を紹介して読書活動の普及に努めています。



図書館クイズ

(2) 学校

「子ども読書の日」「秋の読書週間」のポスターを掲示して、それにあわせて本の紹介を行っています。

読書感想文コンクールや読書感想画コンクール、読書ゆうびんコンテストへの参加を呼びかけ、積極的に取り組めるようにしています。

町立図書館で開催される読書活動啓発事業の案内チラシなどを学校の図書室に掲示したり、口頭で伝えたりして、町立図書館の情報が共有できるようにしています。

〈課題〉

各種普及啓発活動において、子どもの読書活動への関心を高めるための事業展開の工夫が重要です。その一部として、県や他の市町村、学校、図書館、民間団体等が実施する取組など、子どもの読書活動に関する情報の収集及び提供の充実が必要です。

子どもの読書意欲を高め、自発的に本を読むようになるためには、大人と子どもと一緒に読んで読書を楽しむ場を作ることが必要です。そのため、まずは保護者や地域の大人たちに向けて読書推進の取組を広く周知していくことが必要です。

〈三次計画での取組〉

(1) 町立図書館

- ・ 読んでみたいと思う本に出合う機会の一つとして「優良図書」や、イベントやテーマに沿った図書などの別置や紹介をします。
- ・ 「子ども読書の日」を起点とする「こどもの読書週間」において、「図書館クイズ」や「図書館スタンプラリー」などのイベントを実施し、子どもの読書習慣の確立につながるよう工夫します。
- ・ 学校等の長期休業日などの機会に「すらすら書ける読書感想文教室」や「理科教室」「子ども一日司書」「図書館探検ツアー」など子どもの学習と結び付け、読書の動機づけとなる事業を開催します。
- ・ ポスター、リーフレット等を活用して「子ども読書の日」及び「読書週間」の広報活動を実施します。
- ・ ホームページや情報誌、SNSなどを活用して、イベントの周知やボランティア活動の取組の情報発信に努めます。

(2) 学校

- ・ 限られた時間の中でも取り組めるように、読書感想文コンクールや読書ゆうびんコンテストの在り方を見直し、読書のよさを感じられるように努めます。
- ・ 週末読書を推進していくために、読書の情報について保護者向けのチラシ等でお知らせし、家庭への読書活動の推進を関係の機関と連携して進めます。
- ・ 「子ども読書の日」のポスターや読書感想画カレンダーを掲示し、今までどおり読書活動を推進します。
- ・ 町立図書館で開催される読書活動啓発事業の案内チラシなどを図書室で掲示するなどして、情報の拡散をします。

⑦ 家庭、地域、学校等の連携・協力の推進

〈二次計画の取組と現状〉

【家庭と地域】

町立図書館では、家庭での読み聞かせを普及するために乳幼児と保護者向けの読み聞かせ講座を開催しています。また、小学校等でボランティアの読み聞かせを始める保護者向けには、初心者向けの読み聞かせ講座を行っています。



保健センターや子育て支援センターと図書館が連携して、ブックリストの配布、ファーストブックの読み聞かせや紹介をすることで、ブックスタート事業の促進を図っています。

【地域と学校】

町立図書館の団体貸出は、町内の小中学校や児童クラブ、児童館など多くの施設から利用されています。また定期的に情報交換会を実施し、各施設からの要望に応じて選書を行っています。特に小中学校には、その時々の授業単元に沿った資料の選書など資料支援も行っています。

学校と町立図書館が連携して「読書感想画展」や「図書館利用学習会」、「読書ゆびんコンテスト」などを開催しており、その案内チラシ等を両施設に掲示することで、お互いの情報を共有できるようにしています。

〈課題〉

実際に施設を行き来しての情報交換など、人的な連携・協力体制を整えていく必要性はもちろん、蔵書の管理システムなどの物的ネットワークを充実させて、読書関連の情報共有をすることも大切です。

また関係機関からの働き掛けにプラスして、子どもと一番近い立場にいる家庭での支援も、推進活動の要になります。子どもを取り巻く環境での連携及び推進活動、積極的な広報活動が重要です。

〈三次計画での取組〉

【家庭と地域】

- 出張読み聞かせ等を行い、絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びやわらべうた、パネルシアターなど一層の充実を図ります。
- 家庭に向けた読み聞かせの普及を図るため、読み聞かせに関する講座を積極的に開催し、日課の中に読み聞かせを位置付けるよう働きかけます。
- 各施設の発行する冊子に、町立図書館から新刊やおすすめの本を聞くなどして紹介するコーナーを設けます。
- 読み聞かせボランティアの継続・増員のための支援として、読み聞かせ講座の開催や大型絵本の充実を図ります。

【地域と学校】

- 町立図書館にある図書が学校の授業や読書時間等で活用できるよう支援します。
- 子どもの読書活動が充実していくように、学校図書館や町立図書館の図書を活用しやすくするために、情報の共有化や蔵書の管理システム等について、関係の機関と体制を整えます。
- 町立図書館から出る除籍資料が学校図書館で有効活用できるようにします。また学校からも、課題図書の副本を児童館や児童クラブに寄贈し、有効活用を図ります。
- 町立図書館と学校の関係職員との情報交換を行い、情報共有を図り、読書環境の充実に努めます。

③ 子ども読書活動推進体制の整備

〈二次計画の取組と現状〉

子ども読書活動推進計画推進委員会を、計画推進期間である5年間の内、中間年には年間3回、計画策定にあたる最終年度には年間5回、それ以外の年には年間2回と定期的に開催し、各機関間の情報交換、計画の進捗度合いを協議しています。

特に第二次計画では関係機関の連携強化を大きな目標として掲げ、人的・物的など様々な側面から改善を図ってきました。

〈課題〉

円滑な読書推進活動のために、学校図書館のパソコンやネットワークの整備等を行ってきましたが、未だ十分とはいえず、完全な実現には至っていません。人的配置を担当している機関や図書館のネットワークを受け持っている機関など幅広く、うまく情報共有できていないのが大きな課題となっています。

〈三次計画での取組〉

- ・ 読書とは直接的に関わり合いのない機関であっても、情報の共有は密に行います。
- ・ より多くの側面から読書環境の整備を可能にするために、現在関わりのある組織だけでなく、さらに多くの人々も巻き込んで計画の推進に当たります。

第3章 目標値

第1、2章の内容を踏まえ下記のとおり目標値を設定しました。

○不読率

	幸田町の現況 (R1)	幸田町目標 (R6)	県目標 (R5)
小学校2年	8.0%	3%以下	3%以下
小学校5年	5.6%	5%以下	
中学校2年	18.0%	7%以下	7%以下

○児童図書年間貸出冊数（12歳以下の子ども）

幸田町の現況 (R1)	幸田町目標 (R6)
186,236冊	200,000冊

○年長保護者が、1か月にお子さんに読み聞かせをする冊数、又は、お子さんが1か月に絵本を見る冊数（4冊以上）

幸田町の現況 (R1)	幸田町目標 (R6)
70.3%	73.0%

第4章 計画の推進

「幸田町子ども読書活動推進計画」の実現のため、関係機関間の連携を図るための連絡・調整や、この計画に基づく各施策の計画的な進行管理を行っていきます。

そして、計画策定後の令和2年度から概ね5年間は、主たる取組の実施結果に基づいて、本計画の成果を検証しながら、さらに子どもの主体的な読書活動を支援していくため、計画的に施策を推進していきます。

【施策の方向】

- ① 施策推進体制の整備
- ② 関係機関同士の連携

【具体的施策】

① 施策推進体制の整備

- ・ 推進委員会を中心に、策定した読書計画の進捗管理・推進を図ります。
- ・ 計画の内容について、情勢の流れに伴い、定期的な見直しを行います。

また、計画年度に実施したアンケートと同じ内容で再度アンケート調査し、進捗状況の把握に努めます。

② 関係機関同士の連携

- ・ 子どもの自発的な読書活動のため、各施設・団体等が連携・協力をし、計画の推進を図ります。
- ・ 町立図書館・学校図書館間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関・行政との連携を更に深め、施策の効果的な推進を図ります。

參考資料

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

※平成13年12月12日公布・施行

幸田町子ども読書活動推進計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども読書活動推進計画の円滑な推進を図るため、幸田町子ども読書活動推進計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども読書活動推進計画の策定、見直し及び推進に関すること。
- (2) 推進委員会の運営に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 町立図書館の職員
- (2) 町内小中学校長
- (3) 教育研究会の代表者
- (4) 学校図書館の職員
- (5) 保育園の職員
- (6) 子育て支援センターの職員
- (7) 児童館の児童厚生員
- (8) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項本文の規定にかかわらず、教育長が必要と認めた場合は、委員の任期を別に定めることができる。

(委員長等)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、町立図書館の館長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 推進委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、教育委員会生涯学習課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年第20号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

子ども読書活動推進計画推進委員

	氏 名	所 属	役 職
委員長	丹羽 雅英	町立図書館	館長
	稲吉 美穂	町立図書館	職員
	長谷川 三重子	読み聞かせグループ	図書館ボランティア
副委員長	都築 孝明	小学校	坂崎小学校長
	山本 勝秀	中学校	幸田中学校長
	松井 真利	教育研究会	図書主任（幸田小）
	高嶋 枝里	教育研究会	図書主任（幸田中）
	安西 佳子	学校図書館	嘱託指導員
	小田 明美	保育園	幸田保育園長
	伊藤 明美	子育て支援センター	所長補佐
	村井 康子	多世代交流施設	児童厚生員
	太田 恭子	幸田あけぼの第一幼稚園	園長
	石出 有紗	健康課	保健師
	林 昭広	中央公民館	社会教育指導員



幸田町子ども読書活動推進計画

第三次

幸田町教育委員会 生涯学習課

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1

☎0564-63-5141 FAX0564-63-1675

URL : <https://www.town.kota.lg.jp>